

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年3月7日（金曜日）午前9時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（28名）

3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（7名）

2番 大竹 誠 君	5番 小川 亮二 君	11番 兼村 正美 君
14番 村井 雅之 君	24番 相宮 千秋 君	27番 林 修美 君
36番 武藤 隆夫 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	津谷 和子 君	板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君）本日はいつもより1時間も早い時間からの開催になりましたが、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。総会終了後は、農事組合法人ほたるの里集落営農組合の視察に行く予定ですので引き続きご参加いただきたいと思います。また5月には昨年に引き続き婚活イベントを開催いたしますのでまた皆様のご協力を承りたいと思います。

○事務局長（玉田和久君）3月に入りまして寒いのか暑いのか分からない天気が続いております。

昨年末より政府の農業政策の転換（米の経営取得安定対策や直接支払制度等）が唱えられておりますが今のところ概要がつかめておりませんので、分かり次第、皆様にご説明させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君）ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、2番 大竹 誠委員、5番 小川亮二委員、11番 兼村正美委員、14番 村井雅之委員、24番 相宮千秋委員、27番 林 修美委員、36番 武藤隆夫委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

33番 川村信子委員、34番 長尾初恵委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

申請地は、西田原地内、交告齒科医院の北東120mほどに位置する農振農用地である田、2139㎡です。

譲受人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、大杉地内、田原グラウンドの南50mほどに位置する畑191㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

2月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、西神野地内、富野保育園の北西480mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑2筆、823㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、亡き実姉に贈与する予定だった申請地を、今回実姉の夫に贈与したいというものです。

2月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

4 番の案件は位置図が 4 ページになります。

所有権移転で申請地は、黒屋地内、中濃厚生病院の東北東 4 3 0 m ほどに位置する農振農用地である田 1 2 5 0 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

5 番の案件は位置図が 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保山本地内、ほほえみの湯の北東 4 6 0 m ほどに位置する農振農用地である田 7 6 4 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により取得した持分を息子及び弟である譲受人に、譲り渡したというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

6 番の案件で位置図は 6 ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合中地内、上之保中学校の北 9 0 0 m ほどなどに位置する農振農用地である畑 8 2 9 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、岐阜市に在住しており、農業経営が困難のため、譲り渡したいというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

7 番の案件は位置図が 7 ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、中部電力富之保変電所の北北東 9 6 0 m ほど位置する畑 2 筆、6 9 6 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲り渡したいというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

8 番の案件は位置図が 8 ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸市場地内、洞戸小学校の南東の 1 6 0 m ほど位置する農振農用地である田、2 1 3 1 m²です。

使用借人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応じ、貸し付けるというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

最後に 9 番の案件は位置図が 9 ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸小坂地内、板取川薬師前橋の南西 1 9 0 m ほどに位置する農振農用地である田 1 7 7 m²です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、関市市平賀に在住しており、農業経営が困難のため、申請地を親戚である譲受人に贈与したいというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの 8 件、使用貸借に関するもの 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

- 3 2 番（伊佐地鐵夫君） 1 番について異議ありません。
- 4 番（栗倉秀夫君） 1 番、2 番について異議ありません。
- 7 番（加藤 徹君） 2 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 3 番について異議ありません。
- 8 番（大澤慶一君） 3 番について異議ありません。
- 1 2 番（石木治男君） 4 番について異議ありません。
- 2 1 番（土屋尊史君） 5 番、6 番について異議ありません。
- 2 2 番（土屋顯弘君） 7 番について異議ありません。
- 2 6 番（野村 茂君） 8 番、9 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 7 番（加藤 徹君） 4 番についてですが、譲受人が下限面積を満たしているかどうかはどのように確認するのですか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 譲受人は住所が市外であり、そちらの耕作証明が添付してあります。今回は関市の経営面積のみ記載しておりましたので、次回からは市外の経営面積を合わせて記載するようにします。
- 議長（深川俊朗君） 他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 9 件につきまして、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の所有権移転に関するもの 8 件、使用貸借権の設定に関するもの 1 件の計 9 件につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は 4 ページになります。

申請地は、武儀中之保地内、間吹郵便局の東北東 6 3 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地 2 筆、3 5 4 m²です。

申請人は、申請地の隣に居住しているが、住居が手狭になってきたため、既存住宅の東に増築および南側に庭を整備したいというものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第 3 種農地と判断します。

以上 1 件について、ご審議をお願いします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1 9 番（美濃羽久君） 1 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の1件につきまして、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見につきましては、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は桜ヶ丘1丁目地内、関桜ヶ丘郵便局南隣に位置する畑2筆、108㎡です。

譲受人は、申請地の隣にある宅地とともに申請地を譲り受け、自己用の住宅の庭を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、関中央病院南隣に位置する田2950㎡です。

譲受人である社会福祉法人香徳会設立準備会は、関中央病院を経営する医療法人香徳会の関係団体であり特別養護老人ホーム80床などを建設するため、用地を取得し整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が13ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は神野地内、上日立集会場の北東420mほどに位置する畑274㎡です。

申請人は、親子であり、使用借人である息子は、農産物の出荷準備作業のできる休憩施設を建設するため、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人である父は使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は30年間としています。

4番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で、申請地は大杉地内、田原グランドの南50mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、468㎡です。

譲受人は、金型製造業を営んでおり、事業経営の拡大のため、申請地を譲り受けて、工場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は志津野地内、富野小学校の南150mほどに位置する登記地目が畑2筆、171㎡及び登記地目が畑、現況が宅地115㎡です。

申請人は、親子であり、使用借人である娘は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、新たに自己用住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、雑種地及び宅地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、水管下水管ガス管のうち27種類以上が埋設されている道路の沿道区域にあり、かつ申請地に係る農地等から概ね500m以内に2以上の教育施設・医療施設等があるため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

6番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で、申請地は明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の南90mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が田、182㎡です。

譲受人は、申請地周辺に高層な建物がなく太陽光発電施設用地に適していると考え、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じるというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、下有知南部公民センターの南西340mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑一部雑種地、87㎡です。

譲受人は、庭師を業としており、申請地を父より譲り受け、庭木の植栽や一部資材置き場にしたいというもの。譲渡人である父は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、下有知南部公民センターの北西120mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が畑一部宅地、307㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、一体利用地である南側の宅地に住宅を建築し、申請地には庭を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で、申請地は東仙房地内、緑ヶ丘中学校の東390mほどに位置する登記地目が田

現況地目が畑、381㎡です。

譲受人は、申請地の北側にて刃物製造会社の経営者とその家族であり、刃物製造会社の倉庫が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸倉庫として整備したいというもの。譲渡人は、岐阜市に在住しており、農業経営が困難なところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、堅切北地内、堅仙房公民センター南東330mほどに位置する田6筆2027㎡のうち989.8㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、武儀下之保にて歯科診療所を経営しており、今般申請地を譲り受け、歯科診療所として整備したいというもの。譲渡人は、高齢又は多忙のため、農地管理が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が21ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術センターの南西200mほどに位置する田、171㎡です。

申請人は、親子であり、使用借人である息子は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、新たに自己用住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

12番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋4号組自治集会場南30mほどに位置する畑、105㎡及び登記地目が畑、現況地目が畑で一部宅地である2筆1047㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町平地内、JAめぐみの武芸川サポートセンターの北西390mほどに位置する畑、243㎡です。

譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、物置が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

最後に14番の案件は位置図が24、25ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、明ヶ島運動公園の東南東260mなどに位置する登記地目が畑、現況地目が山林である17筆 2677㎡及び、登記地目が田、現況地目が山林である6筆1496㎡ 計23筆 4173㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、植林をしたいというものです。譲渡人は、関市小瀬に居住しており農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。（譲渡人から、住宅、農地、山林、計93筆を譲り渡し、今般、山林部分の申請をするものです。）

2月17日に現地確認をしたところ、山林であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第二種以外の農地に該当しないと考えられるため、第二種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、使用貸借権の設定に関するもの3件、計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○ 2番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○ 3番（東山武司君） 3番について異議ありません。

○ 4番（栗倉秀夫君） 4番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） 5番について異議ありません。

○ 7番（加藤 徹君） 6番について異議ありません。

○ 8番（大澤慶一君） 7番、8番について異議ありません。

○ 11番（兼村正美君） 9番、10番について異議ありません。

○ 13番（篠田権三君） 11番について異議ありません。

○ 18番（中村陸明君） 12番について異議ありません。

○ 24番（相宮千秋君） 13番について異議ありません。

○ 34番（長尾初恵君） 14番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の14件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの11件、使用貸借権の設定に関するもの3件の計14件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。

民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は、別紙1の1ページになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

申請地は、側島地内、保戸島公民センターの南東260mほどに位置する農振農用地である田4769㎡です。

申請人は、すべて競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年3月4日から3月11日までです。

2月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4－1号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の6件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は、別紙2の2ページになります。

4－2の議案につきましては、農業委員さんからの申請がありましたので、公平を期すために、退出していただきたいことや、農業委員さんの入札に、有利にならないように、今、資料の配布をさせていただき、審議終了後回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

2番、3番、4番の案件は位置図が2ページになります。3条申請案件になります。

申請地は、武芸川町跡部地内、武芸川浄化センターの北410mほどに位置する畑205㎡です。

申請人は、すべて競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年4月1日から4月8日までです。

2月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

5番の案件は位置図で2ページになります。5条申請案件になります。

申請地は、武芸川町跡部地内、武芸川浄化センターの北410mほどに位置する畑205㎡です。

申請人は、競売地を取得して、分譲住宅を建築したいというものです。

競売の入札期間は、平成26年4月1日から4月8日までです。

2月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

6番の案件は位置図が2ページになります。5条申請案件になります。

申請地は、武芸川町跡部地内、武芸川浄化センターの北410mほどに位置する畑205㎡です。

申請人は、競売地を取得して、太陽光発電施設を建設したいというものです。

競売の入札期間は、平成26年4月1日から4月8日までです。

2月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

以上、5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の3件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は 14 ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの 3 筆、使用貸借権の設定に関するもの 22 筆計 25 筆、9 件について、承認を求められています。

新規 25 筆、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が 25 筆 20, 158 m²です。

地区は、肥田瀬、広見、中之保の 3 地区です。

設定を受ける塚原良則ほか、計 4 者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 6 号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○21 番（土屋尊史君）一つよろしいですか。前回、特定事業の地位を承継したための事業計画変更承認申請が 2 件ありましたが、その理由は確認されましたか。事業の途中で変更していますし、県の方でも指導が入っていたようでしたので、事情によっては次回からの申請を受け付けないという対応も出てくるのではないかと思いますので、きちんと確認してください。もう一つですが、以前、自分の息子夫婦の住宅を建てるために農振除外をした後に転用許可を取ったが、実際は事業を実行せず他の人に転売していたということで、事業後ではありましたが事業計画変更承認申請が出ていた件について、総会で説明をしていただくことになっていたと思うのですがどうなりましたか。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 特定事業の地位を承継したための事業計画変更承認申請の 2 件については未確認ですのでまた確認してみますが、理由は承認には必要ありませんので確認できれば次回報告します。二点目については県の方も追認はできないという返答でした。今のところは市で保留している状況です。

○21 番（土屋尊史君） 違法なことをそのままにしておくことはおかしいのではないですか。中濃病院の周辺の農地でも違法に埋め立ててしまっている土地もありますが、そういうものをそのままにしておくことは問題ではないですか。

○ 7 番（加藤 徹君） 市の方も指導はしていただくべきだと思います。勧告や厳重注意の対策も考えていくべきではないですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君） いただきました意見につきましてはまた考えていきたいと思えます。次回の総会は 4 月 4 日午前 10 時から 6 階大会議室で開催予定ですのでよろしくお願いいたします。婚活イベントについてですが皆様にチラシを配布させていただきましたのでまたご協力お願いします。今回承認いただければ市のホームページやツイッター、フェイスブックに掲載したいと思えますがよろしいでしょうか。前回の反省点も踏まえて、市の広報の 4 月 1 日号には掲載する予定です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

午前10時20分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

印

33番 関市西田原915番地3

印

34番 関市上之保8154番地

印